

第18回愛媛県障がい者スポーツ大会(個人競技)概要

1 目的

障がいのある選手が、継続して行っているスポーツ活動の成果を発揮するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。また、この大会での記録は第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌（きら）めきあおもり障スポ」における愛媛県代表選手選考の参考とする。

2 主催

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会、愛媛県身体障害者団体連合会
特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会、愛媛県手をつなぐ育成会
愛媛県精神障害者福祉会連合会

3 競技運営主管団体

一般財団法人愛媛陸上競技協会、一般社団法人愛媛県水泳連盟、
愛媛県アーチェリー協会、一般社団法人愛媛県卓球協会
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県障害者フライングディスク協会
愛媛県ボッチャ協会、愛媛県ボウリング連盟、愛媛県パラスポーツ指導者協議会
愛媛県理学療法士会

4 実施競技・期日・場所

(1) 陸上競技、卓球（一般卓球）、フライングディスク
期日：令和8年5月24日（日）
場所：愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙46）

(2) アーチェリー
期日：令和8年5月24日（日）
場所：サン・アビリティーズ今治 屋外射場（今治市喜田村2丁目1-10）

(3) 卓球（サウンドテーブルテニス（略称：S T T））
期日：令和8年5月24日（日）
場所：愛媛県身体障がい者福祉センタービル（松山市道後町2丁目12-11）

(4) ボッチャ
期日：令和8年5月30日（土）
場所：愛媛県身体障がい者福祉センタービル（松山市道後町2丁目12-11）

(5) 水泳
期日：令和8年6月6日（土）
場所：アクアパレットまつやま（松山市市坪西町625-1）

(6) ボウリング
期日：令和8年6月13日（土）
場所：キスケK I T（松山市宮田町4）

5 参加予定人員 計約3,760人

(1) 陸上競技、卓球（一般卓球）、フライングディスク
約3,200人 選手 1,500人
役員・ボランティア等 700人
介助者・引率・家族等 1,000人

(2) アーチェリー
約40人 選手 10人
役員・ボランティア等 20人
介助者・引率・家族等 10人

(3) 卓球（サウンドテーブルテニス（略称：S T T））
約50人 選手 15人
役員・ボランティア等 20人
介助者・引率・家族等 15人

(4) ボッチャ
約90人 選手 30人
役員・ボランティア等 30人
介助者・引率・家族等 30人

(5) 水泳	選手	70人
約180人	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	70人
(6) ボウリング	選手	80人
約200人	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	80人

6 競技種目 7競技、37種目

(1) 陸上競技

50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー、走高跳、立幅跳、走幅跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投〔ニンジニアスタジアム〕(15種目)

(2) 水泳

自由形(25m、50m)、背泳ぎ(25m、50m)、平泳ぎ(25m、50m)、バタフライ(25m、50m)、4×50mフリーリレー、4×50mメドレーリレー〔アクアパレットまつやま〕(10種目)

(3) アーチェリー

リカーブ(50m・30m、30m・30m)、コンパウンド(50m・30m、30m・30m)〔サン・アビリティーズ今治〕(4種目)

(4) 卓球

一般卓球〔愛媛県総合運動公園体育館〕、サウンドテーブルテニス〔身障センタ一体育館〕(2種目)

(5) フライングディスク

アキュラシー(ディスリート5、ディスリート7)、ディスタンス(座位、立位)〔愛媛県総合運動公園球技場〕(4種目)

(6) ボッチャ

〔身障センタ一体育館〕(1種目)

(7) ボウリング

〔キスケK I T〕(1種目)

7 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

(1) 令和8年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者
(2) 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。療育手帳の交付を受けていない者は、大会参加時において、その取得の対象に準ずる障害のあることを証明する書類を提出できる者。

※次の内容の確認をもって、その取得の対象に準ずる障害の証明とする。

a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定の写し

b 医師の診断書

c 在籍(在学、通所、入所)又は卒業(退所)先の所属長による証明

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、障害者自立支援法施行規則(平成18年省令第19号)第36条の規定による自立支援医療(精神通院医療)受給者証取得者。

(3) 申込時において愛媛県内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。

(4) 各競技の出場区分に該当する者。(別表1参照)

8 その他

本大会の成績は、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌(きら)めきあおもり障ス」の愛媛県代表選手選考資料とする。